

○印南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関
する条例

平成 27 年 12 月 18 日

条例第 27 号

改正 平成 29 年 3 月 22 日条例第 2 号

令和 3 年 9 月 17 日条例第 10 号

令和 6 年 6 月 24 日条例第 14 号

令和 6 年 12 月 20 日条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 11 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

いう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又は印南町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 町長は、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は租税に関する法律若しくはこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め若しくは協力の要請を行うために必要な限度で、自らが保有する特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

5 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第2号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（令和3年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
----	----

1 町長	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例（平成7年条例第7号）による乳幼児の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例による重度心身障害者（児）の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例による老人の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 町長	印南町子ども医療費の支給に関する条例（平成21年条例第19号）による子どもの医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

1 町長	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例による乳幼児の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 健康保険法（大正11年法律第70条）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭
------	--	--

		和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの (3) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項に関する情報(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 町長	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例による重度心身障害者(児)の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 町長	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

4 町長	印南町保健福祉医療費の支給に関する条例による老人の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 町長	印南町子ども医療費の支給に関する条例による子どもの医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	特定個人番号利用事務	町長	当該事務の区分に応じ、利用特定個人情報